

規制の総量の削減のための2対1ルールを導入

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

現状認識：これまでの規制改革では規制の総量の削減が進まず、他方で、規制の新設・強化が行われている → 事業化を断念させる、事業継続のための支出を増大させるなど、自由な経済活動を妨げ、経済成長の足かせに

⇒ 規制の新設・強化に際し、規制の個数を削減するとともに、規制の削減にコスト意識の視点を持たせる

現行制度の問題：①現状の政策評価には、規制の削減自体に対する各府省への動機付けがなく、総務省が権限を行使し得る範囲が限定的、②規制改革推進会議の答申は個別の規制に対する調査の積み上げにとどまる → 規制の総量の削減につなげていない

⇒ 各府省に自ら規制を削減する動機を与え、その取組の状況を客観的に検証

2対1ルール（規制を新設・強化する場合には、①廃止・緩和により減らす規制の個数と、新設・強化により増える規制の個数の比率を少なくとも2対1とし、かつ、②新設・強化分のコストが廃止・緩和分のコストを上回らないようにする）を導入

→ 政府に対し1年以内に法制上の措置を講ずることを義務付け

※ 法律・命令により規定された規制を基本としつつ、できる限り幅広い規制を2対1ルールの対象とする

<2対1ルールの導入の基本方針>

2対1ルールに係る国の各行政機関の取組

- ・ 規制の個数・コストの比較は、一の役所の所掌の範囲内で、1年間における新設・強化分と廃止・緩和分（その見込みを含む。）について、行う
 - ・ ①2対1を超えて減らした規制の個数、②新設・強化分のコストを超える廃止・緩和分のコストは、翌年への繰越しが可能
 - ・ 規制のコストは、遵守費用及び行政費用について算定することを基本とする
 - ・ 例外的に2対1ルールを適用しないときは、事前に「規制政策委員会」（仮称）の意見を聴取
- ※ 例外は、規制のコストを算定できない場合、国際条約により規制の導入が義務付けられている場合などを想定
- ・ 「規制」に該当するかどうかの判断の基準、個数・コストの算定方法などの2対1ルールの適用の詳細については、「規制政策委員会」がガイドラインを策定

調査、勧告等

- ・ 「規制政策委員会」は、各行政機関の2対1ルールの取組の状況を調査
- 必要に応じ、規制を所掌する行政機関に対する意見表明、勧告等（個数・コスト量の調整のための規制の廃止・緩和等を勧告）

その他

- ・ 2対1ルールの実施の状況に関する国会報告・公表
- ・ 2対1ルールについて3年ごとの見直し